

委託業務特記仕様書（令和6年5月1日以降適用）

（共通仕様書の適用）

- 第1条** 本業務は、「徳島県測量作業共通仕様書 平成21年4月」、「徳島県設計業務共通仕様書 平成21年4月」及び「徳島県地質及び土質調査業務共通仕様書 平成21年4月」に基づき実施しなければならない。なお、これらに定めのないもので、港湾設計・測量・調査等業務にあつては「港湾設計・測量・調査等業務共通仕様書（国土交通省港湾局）」に基づき実施しなければならない。
- 2 ただし、共通仕様書の各章における「適用すべき諸基準」で示された示方書、指針等は改定された最新のものとする。なお、業務途中で改定された場合はこの限りでない。

（共通仕様書の変更・追加事項）

- 第2条** 「徳島県測量作業共通仕様書 平成21年4月」、「徳島県設計業務共通仕様書 平成21年4月」及び「徳島県地質及び土質調査業務共通仕様書 平成21年4月」に対する【変更】及び【追加】仕様事項は、次のホームページに掲載の「委託業務共通仕様書（変更・追加事項）」のとおりとする。なお、入札公告日又は指名通知日における最新のものを適用するものとする。

委託業務共通仕様書について

徳島県HP <https://www.pref.tokushima.lg.jp/jigyoshanokata/kendozukuri/kensetsu/2009033100099>

（共通仕様書の読み替え）

- 第3条** 「徳島県測量作業共通仕様書 平成21年4月」、「徳島県設計業務共通仕様書 平成21年4月」及び「徳島県地質及び土質調査業務共通仕様書 平成21年4月」において、「徳島県電子納品運用ガイドライン【土木事業設計業務編】」とあるのは「徳島県電子納品運用ガイドライン【土木設計等業務編】」と、読み替えるものとする。

（成績評定の選択制（試行））

- 第4条** 当初業務委託料（税込み）が100万円を超え500万円未満及び、変更契約で業務委託料が100万円を超えた土木工事に係る測量、設計、試験及び調査の委託業務（建物調査、不動産鑑定、除草、現場施工管理等の委託業務は除く）は、別に定める「委託業務（土木）成績評定の選択制試行要領」を適用する。
- 2 前項の対象業務の受注者は、契約時、評定の実施の意向について、「委託業務（土木）成績評定に関する意向確認書」を発注者契約担当に提出しなければならない。
- 3 履行途中の評定の意向変更は原則認めないこととする。ただし、成績評定を希望した場合において、完了時、変更契約により業務委託料（税込み）が100万円以下となった場合は、評定は行わないものとする。

委託業務（土木）成績評定の選択制試行要領

徳島県HP <https://www.pref.tokushima.lg.jp/jigyoshanokata/kendozukuri/kensetsu/7215929/>

（受発注者共同による品質確保）

- 第5条** 重要構造物（橋梁、トンネル、樋門、砂防等）設計や、補修設計において、必要であると判断された場合は、情報共有（設計条件の留意点、関連業務の進捗状況、設計変更の提案等）・設計方針の確認を目的とした、合同現地踏査等の発注者、受注者（測量、地質、調査、設計）で設計条件・方針を確認できる場を設けることができるものとする。
- なお、費用及び参加者等の詳細については、監督員と協議の上、決定するものとする。

（ウィークリースタンス）

- 第6条** 本業務は、ウィークリースタンス（受発注者で1週間のルール（スタンス）を目標として定め、計画的に業務を履行する）の対象業務であり、次の各号に取り組まなければならない。
- (1) ウェンズデー・ホーム（水曜日は定時の帰宅を心がける。）

- (2) マンデー・ノーピリオド（月曜日（連休明け）を依頼の期限日としない。）
- (3) フライデー・ノーリクエスト（金曜日（連休前）に依頼をしない。）
- 2 前項第1号は必ず実施するものとし、第2号及び第3号についてはどちらか一方は必ず実施しなければならない。なお、前項第1号から第3号に加えて別の取組を行うことを妨げない。
- 3 ウィークリースタンスとして取り組む内容は、初回打合せ時に受発注者の協議によって決定する。決定した内容は打合せ記録簿に整理し、受発注者間で共有する。
- 4 受発注者は、中間打合せ等を利用して取り組みのフォローアップ等を行わなければならない。
- 5 ウィークリースタンスの取組は、業務の進捗に差し支えない範囲で実施する。

（業務スケジュール管理表）

第7条 本業務は、円滑な業務の実施と品質の向上を図るために、受発注者の役割分担の明確化と懸案事項や業務スケジュールを共有する、業務スケジュール管理表を作成しなければならない。

- 2 受注者は、業務スケジュール管理表を初回打合せ後速やかに提出するものとし、中間打合せ時等、必要に応じて修正をするものとする。

（Web会議【発注者指定型】）

第8条 本業務は、建設DXによる業務の効率化を目的とした「Web会議（発注者指定型）」の対象業務であり、別に定める「Web会議実施要領」を適用する。

- 2 Web会議は、業務着手時の打合せにおいて受発注者の協議により実施の範囲等を決定するものとする。

Web会議実施要領

徳島県HP <https://www.pref.tokushima.lg.jp/jigyoshanokata/kendozukuri/kensetsu/5035846/>

（Web検査【受注者希望型】）

第9条 本業務は、建設DXによる業務の効率化を目的とした「Web検査（受注者希望型）」の対象業務であり、別に定める「Web会議実施要領」を適用する。

- 2 受注者は、Web検査の実施を希望する場合は、業務着手時の打合せにおいて発注者と協議し、実施の範囲等を決定するものとする。

Web会議実施要領

徳島県HP <https://www.pref.tokushima.lg.jp/jigyoshanokata/kendozukuri/kensetsu/5035846/>

（情報共有システム活用業務【受注者希望型】）

第10条 受注者は、情報共有システム（以下「システム」という。）の活用を希望する場合は、監督員の承諾を得たうえで、システム活用の試行対象業務（以下、「対象業務」という）とすることができる。

- 2 対象業務は、次のURLにある「情報共有システム活用試行要領について」を適用することとする。

情報共有システム活用試行要領

徳島県CALS/EC <https://e-denshinyusatsu.pref.tokushima.lg.jp/cals/category/download/jyouhoukyouyuu/>

（本業務の特記仕様事項）

第11条 本業務における特記仕様事項は、次のとおりとする。

特記仕様書

第1章 目的

徳島市の中心市街地は「水都とくしま」を象徴する代表的な地域であり、新町川と助任川に囲まれた中洲を上空から見るとひょうたんの形に見えることから、市民や観光客に「ひょうたん島」の愛称で親しまれている。

本業務は、徳島県徳島市に位置する一級河川新町川を含む「ひょうたん島」において、あらゆる人が集い、にぎわいある水辺空間の創出に向けて、河川空間に関する利活用のニーズ調査と地域特性を考慮したポテンシャルマップを作成するものである。

なお、当該業務で作成するポテンシャルマップについては、民間事業者等への提供および徳島県ホームページにおいて公表を予定している。

第2章 業務内容

2.1 資料収集整理

本業務対象区間における既往資料(測量・設計成果、工事成果、河川現況台帳等)を収集整理し、ひょうたん島における現況の図面を作成する。

なお、図面についてはGISデータで作成するものとする。

(a)資料収集整理の対象:(新町川における両岸合計 L=約6km)

2.2 事例調査

他県や海外における河川空間の利活用に関する先行事例等の資料を収集整理する。

2.3 現地踏査

これまでに収集した資料を基に、河川区域の背後地における土地利用状況や周辺環境状況を調査するために、現地踏査を行い現況についてとりまとめ、図面に明示する。

(a)調査対象:(L=約6kmのうち、河川区域に隣接する土地)

2.4 他事例の導入可能性検討

ひょうたん島において、他県や海外における事例の導入可能性を検討し、適用可能箇所を10箇所以上抽出し、図面に反映する。

2.5 河川空間の利活用に関する意向調査

作成した図面や調査結果を関係機関に提供することに加えて、河川空間の利活用に関するニーズ調査を実施し、民間事業者等の事業への参画意欲を確認する。

(a)調査対象:(徳島市や徳島商工会議所、とくしまマルシェ事務局等の計5団体程度を想定)

2.6 ポテンシャルマップの作成

関係機関に対するニーズ調査の結果を踏まえ、各々の場所において集客力やアクティビティ性、立地条件等の項目を図面に落とし込んだポテンシャルマップを作成し、公募用資料をとりまとめる。

2.7 関係機関説明資料作成

監督員が指示する段階において、関係機関との調整に係る説明資料を作成し、提出する。

2.8 報告書等作成

上記(1)～(7)までに行った作業の方法、過程、結論について記した報告書を作成する。提出する成果は次のとおりである。

- | | |
|--------------------------|----------|
| (a) 紙媒体報告書(A4チューブファイル綴じ) | 1部 |
| (b) 報告書原稿(電子データ) | 1式(正副2枚) |

2.9 打合せ協議

打合せ協議は原則として、次の時点で実施する。

ただし、その他にも、電話連絡等により発注者の意図が十分反映できるように配慮する。

- (a) 業務着手時
- (b) 中間打合せ(3回)
- (c) 成果品納入時